

専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸



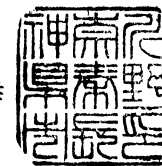
専 決 処 分 書

交通事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

- 1 賠償金額
10,095円
- 2 賠償の相手方
群馬県前橋市下佐鳥468番地の1
関東運輸株式会社
代表取締役社長 高瀬雅企

平成29年11月8日

秦野市長 古谷義幸



事故の概要

- (1) 発生日時
平成29年8月24日午後4時20分頃
- (2) 発生場所
伊勢原市粟窪300番地
- (3) 事故の状況
消防署警備第二課本署職員の運転する公用車（救助工作車）が、上記場所の東名高速道路上り線において緊急走行していたところ、左側前方の安全確認が不十分であったため、渋滞により停止していた関東運輸株式会社使用の大型自動車（10トン積みトラック）の運転席側サイドミラーに接触し、損傷させた。
- (4) 本市の責任原因
左側前方の安全確認不履行
- (5) 本市の過失割合
100パーセント